

2021年5月25日  
更新 2021年7月12日

## 新型コロナウイルス感染防止に向けたクラボウグループの対応に関するお知らせ

クラボウグループは、2020年2月に新型コロナウイルスに関する対策指針を定め、当社グループの従業員やステークホルダーの皆様の安全・健康を最優先として、グループをあげて感染拡大の防止に取り組んでおります。

引き続き、政府および地方自治体の策定する措置等に基づき、在宅勤務率の向上や必要な対応に努めてまいります。

なお、現在実施中の主な対応内容は次のとおりです。

### [現在実施中の主な対策の概要]

項目	内容
(1) 出勤	通勤時の感染リスクを避けるため、時差出勤やフレックスタイム制度を活用した出退勤の実施を奨励
(2) 在宅勤務	在宅勤務が可能な事務所等の在勤者数の減少のため、以下の措置を行う ① 緊急事態宣言の対象区域およびその周辺の市等に所在の事業所等 テレワーク制度等の利用による1日単位の在宅勤務を、 「最低2日/週（上限4日/週）」 ② まん延防止等重点措置の対象区域およびその周辺の市等に所在の事業所等 テレワーク制度等の利用による1日単位の在宅勤務を、 「原則2日/週（上限3日/週）」 ③ 上記①②以外の事業所等 テレワーク制度等の利用
(3) 国内出張、顧客訪問・来社	不要不急の出張、お客様への訪問等は自粛 来客に対する感染防止対策のお願いの徹底
(4) 海外への出張等	出張は原則禁止
(5) 会議・研修	不要不急の会議・研修は原則禁止 開催する場合は3密を避け、感染防止対策を徹底
(6) 会食等	① 緊急事態宣言の対象区域、まん延防止等重点措置の対象区域およびそれらの周辺の市等 お客様その他取引先等との会食等、社員同士の会食等はいずれも禁止 ② 上記①以外の地域 お客様その他取引先等との会食等の自粛
(7) その他	有給休暇の取得推奨

以上